

改 正 案

現 行

<p>第五条 犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。</p> <p>三 (略)</p>	<p>第五条 犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと（その組織に属していたことが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。）。</p> <p>三 (略)</p>
<p>(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合の特例)</p> <p>第十条 第二条から第七条までに定める事由がある場合において、これらの規定により犯罪被害者等給付金を支給せず、又はその一部を支給しないことが社会通念上適切でない<del>と認められる</del>特段の事情があるときは、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の犯罪被害者等給付金を支給するものとする。</p> <p>一 第二条、第四条又は第五条に定める事由がある場合 法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額</p> <p>二 第三条又は第六条第一号に定める事由がある場合 法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額</p> <p>三 第六条第二号又は第七条に定める事由がある場合 法第九条の規定による額</p>	<p>(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合の特例)</p> <p>第十条 第二条から第七条までに定める事由がある場合において、これらの規定により犯罪被害者等給付金を支給せず、又はその一部を支給しないことが社会通念上適切でない<del>と認められる</del>特段の事情があるときは、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の犯罪被害者等給付金を支給するものとする。</p> <p>一 第二条、第四条又は第五条に定める事由がある場合 法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額</p> <p>二 第三条又は第六条第一号に定める事由がある場合 法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額</p> <p>三 第六条第二号又は第七条に定める事由がある場合 法第九条の規定による額</p>
<p>2 前項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給するものとする。</p> <p>一 第二条第一号に定める事由がある場合において、犯罪行為が行われた時に、当該犯罪被害者又は第一順位遺族からの申立てにより、当該加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による命令が発せられているとき（第四条又は第五条に定める事由）（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第六条第一号に定める事由（これに準ずるも</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、第二条第一号に定める事由がある場合において、犯罪行為が行われた時に、当該犯罪被害者又は第一順位遺族からの申立てにより、当該加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による命令が発せられていることその他の当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるときは、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給するものとする。</p>

のを含む。)があり、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。(又はこれに準ずる事情がある場合)

二 第五条第二号に定める事由がある場合において、当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに関連がないと認められる場合であつて、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が現に当該組織に属する者でないとき(第二条、第四条又は第五条第一号若しくは第三号に定める事由(これらに準ずるものを含む。))がある場合及び第三条又は第六条第一号に定める事由(これらに準ずるものを含む。))があり、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。)

3 | 前項の規定に該当する場合において、第六条第二号又は第七条に定める事由がないことその他の当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるときは、同項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額を支給するものとする。